

業務・マネジメント部会 における審議事項に関するご報告

令和6年3月26日 第1回開催

項 目

1) 事業促進PPPの一部改正について

- 事業促進PPPに「事業段階選択型」を新設
- 配置技術者に求められる能力及び調査職員に求められる行動例の充実

2) 組合せ加点の試行について

- 組合せ加点は、技術士・博士の資格に「国土交通省登録資格」を組合せて加点を行う評価方式
- R5年度試行状況の報告

3) 調査・設計等業務における多様な評価方法の整理・検証

- 働き方改革や地域企業の育成、若手・女性技術者の育成等を目的として多様な評価方法を試行
- 調査・設計等業務における12種の試行の状況と全国展開

4) 年次報告等

- 調査・設計等業務の契約状況、及び業務成績、履行期限の平準化等について

1) 事業促進PPPの一部改正について

- 事業促進PPPは、直轄職員が柱となり、官民の多様な知識・豊富な経験を融合し、効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ることを目的としている（図－１）
- 三陸沿岸道路等の復興道路事業において、平成24年度から事業促進PPPを導入
- 事業促進PPPを必要なときに速やかに導入するため、標準的な実施手法、業務内容、仕様書の記載例を示すための事業促進PPPガイドラインを平成31年3月に策定（令和3年3月一部改正）
- 事業促進PPPの更なる柔軟な活用の向上（様々な事業段階での活用）や、配置技術者に求められる能力の明確化などを図るため事業促進PPPガイドラインの一部改正を検討 ※「業務・マネジメント部会（R6.3）」で提案
- 事業促進PPPガイドライン一部改正（令和6年4月）発出

① 適用事業

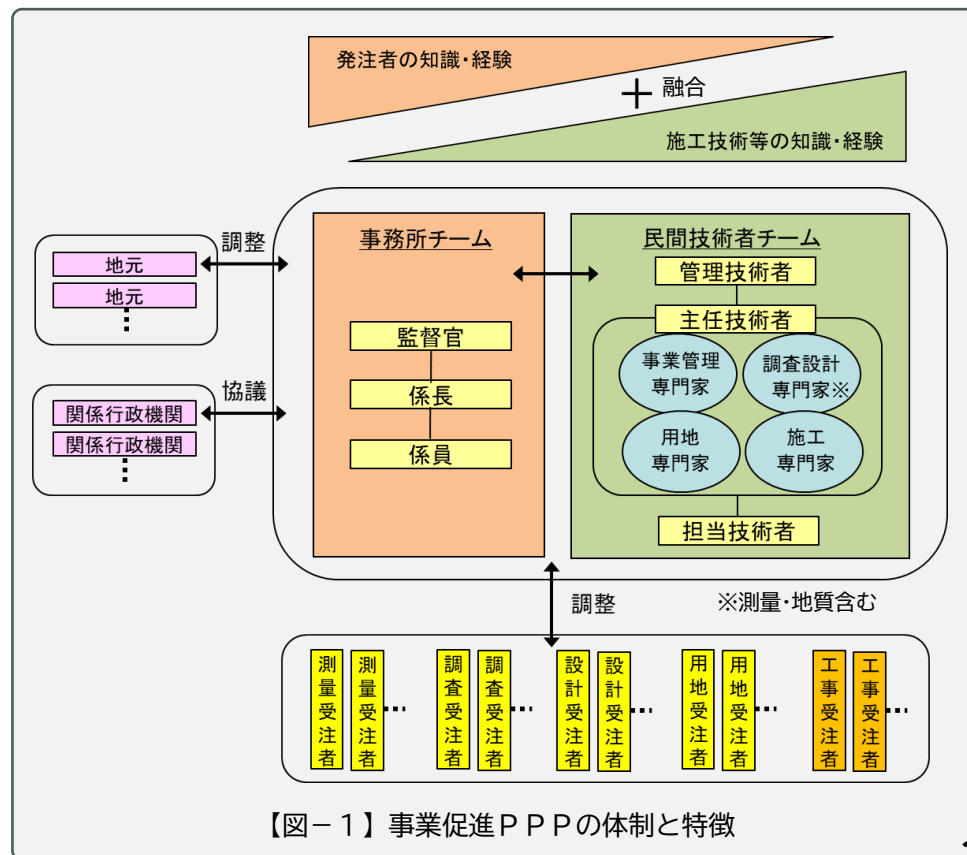
- 1) 大規模災害復旧・復興事業（災害時）
- 2) 平常時の大規模事業（平常時）

② 業務内容

- 1) 事業全体計画の整理
- 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整等
- 3) 地元及び関係行政機関等との協議
- 4) 事業管理等
- 5) 施工管理等
- 6) BIM/CIM（総合モデル）活用支援

③ 事業促進PPPの特徴

- 1) 直轄職員が柱となる
- 2) 官民の知識・経験の融合により事業を推進
- 3) 予算監理、契約、最終判断・指示は発注者の権限



【図－１】事業促進PPPの体制と特徴

1) 事業促進PPPの一部改正について

1) 主な事業促進PPPガイドライン改正内容

① 事業促進PPPにおいて、これまでの総合型に加えて、新たに「事業段階選択型」を設定

→【表－1】各事業段階における複数選択、又は単独選択が可能となり、事業の内容や課題に応じて柔軟な活用が可能

→【表－2】「事業段階選択型」において、管理技術者と主任技術者又は管理技術者と担当技術者の2階層を基本

② 配置技術者に求められる能力、及び調査職員に求められる行動例を充実

→【表－3】事業促進PPPの管理・主任・担当技術者、及び調査職員に求められる能力等に関する記載を充実することで、必要となる能力に関する理解を深めるとともに受注者の選定や業務遂行の参考とする

2) ガイドライン改正後の動き

- PPPに関する状況や課題等は引き続きフォローアップを実施
- マネジメントを担う技術者の確保・育成・評価方策について、継続して検討する
- 課題等を把握したうえで、必要によりガイドラインの見直しを実施

■ 主な論点

- 受注者に求められる能力を提示できているのは良いが、そのような高い能力を有する技術者がどれほどいるのか
- マネジメント力を有する資格(資格要件)とは何か

① 新たなタイプ「事業段階選択型」の設定

【表－1】事業促進PPPのタイプ別適用段階

タイプ	概 要	適用する段階				
		調査	設計	用地	施工	管理
総合型	調査、設計、用地、施工のうち、全ての段階に適用	○	○	○	○	
事業段階選択型	調査、設計、用地、施工、管理のうち、複数、又は単独の段階に適用	複数、又は、単独の段階に適用				

【表－2】事業促進PPPの区分別体制

区分		体制		
		管理技術者	主任技術者	担当技術者
災害時	総合型	○	○	○
	事業段階選択型	○	○	—
平常時	事業段階選択型	○	—	○
		○	—	○
	総合型	○	○	○

1) 事業促進PPPの一部改正について

② 配置技術者に求められる能力及び調査職員に求められる行動例の充実

【表－3】受注者に求められる能力例（※表の一部抜粋）

管理技術者	主任技術者	担当技術者
■事業全体の俯瞰 ・事業全体計画を俯瞰し、個々の業務・工事の目的や内容を理解し、主任・担当技術者が的確に業務を行えるよう指導する。	■事業全体の流れの把握 ・事業全体の流れ、個々の業務・工事の目的や内容を理解し、管理技術者の指導を踏まえ、的確に業務を行う又は、担当技術者を指導する。	■目的に応じた遂行 ・管理・主任技術者の指導を踏まえ、目的に応じて、的確に業務を行う。
■必要な手続等の理解 ・業務遂行にあたり、必要な行政手続協議等の流れ、目的、内容を理解し主任・担当技術者を指導する。	■必要な手続等の理解・遂行 ・管理技術者の指導を踏まえ、必要な手続、協議の目的や内容を理解し、的確に手続、協議等を行う、又は、担当技術者を指導する。	■必要な手続等の遂行 ・管理・主任技術者の指導を踏まえ、的確に手続、協議等を行う。
■信頼関係の構築 ・事業の関係者を想定し、関係者と信頼関係を構築しながら、行動するとともに主任・担当技術者を指導する。	■信頼関係の構築 ・管理技術者の指導を踏まえ、事業の関係者と信頼関係を構築できるよう業務を行うとともに、担当技術者を指導する。	■協調的な行動 ・管理・主任技術者の指導を踏まえ、事業の関係者と信頼関係を構築できるように、協調的に行動する。

【表－3】調査職員に求められる行動例

課題を生じやすい行動	期待される行動
・受注者と対峙する ・全面的に受注者に任せる ・受注者への責任追求等が多く、風通しよく話し合い、受注者の知識・経験・能力を活かしやすい環境になりづらい	・受注者とパートナーシップを組む ・受発注者が一体となって取り組む ・風通しよく言いたいことを言い合える環境を作り、受注者の知識・経験・能力を引き出す
・発注者は調達する立場であり、スキルアップは受注者がすることと考える ・発注者は調達する立場と考え、受注者に任せがちとなり、判断が遅れる ・受注者にコントロールできない事項の存在や、発注者責任の重要性に対する認識が不足	・受注者の知識・経験から自らも学び、スキルアップする ・調査職員が柱となり、風通しよく情報交換しながら、速やかに判断する ・受発注者双方の情報・知識・経験を融合しながら、事業促進へのアイデアを出す

- ## 对象

※1 担当技術者に資格を求める場合

試行の 考え方

- 【令和4年度試行】

【令和5年度試行】

5

2) 組合せ加点の試行について

令和5年度試行

対象

方式:総合評価落札方式 + プロポーザル方式
 技術者:管理技術者 + 担当技術者
 (登録資格を求める場合) (登録資格を求める場合)

試行状況

試行件数: 57件(R5.11末時点)
うち、組合せ加点で受注した件数:18件(24人)
 活用事例: → 地質調査業務において、技術士+地質調査技士
 資格による加点を実施
 → 砂防堰堤設計業務において、技術士+砂防・急
 傾斜管理技術者による加点を実施

組合せ加点で受注した管理技術者+担当技術者の資格

資格	組合せ資格	管理 技術者	担当 技術者
(1)技術士	国土交通省登録資格 地質調査技士 砂防・急傾斜管理技術者 河川点検士 1級土木技術者(河川・流域) コンクリート診断士 道路橋点検士	9人 1人 1人 1人	3人 6人
(2)国土交通省 登録資格 (RCCM)	国土交通省登録資格 地質調査技士 砂防・急傾斜管理技術者 道路橋点検士	1人 1人	1人
合計		14人	10人

来年度に向けた組合せ加点の評価

- 評価点による成果品質の確認 (R4年度に組合せ加点の配点を見直していることからR5実績をR6年度に検証)
- 発注者へのアンケート調査の実施
- 組合せ加点による国土交通省登録技術者資格取得状況の検証

主な論点

- どのような業務で、どの組合せが効果的なのかは、引き続きフォローアップし、必要により見直しを実施

3) 調査・設計等業務における多様な評価方法の整理・検証

- 調査・設計等の業務発注時には、プロポーザル方式、総合評価落札方式において働き方改革や地域企業の育成、若手・女性技術者の育成等を目的として多様な評価方法が試行されている
- 各試行の結果を分析したところ、概ね目的に沿う結果が得られ、成果品質も確保されるなど、有効性を確認
- これらの試行の取り組みは事例集として情報共有を図るとともに引き続き試行を行いながらPDCAを回し、対応方針を検討
- 発注者・受注者へのアンケート調査の分析、及び成績評定や参加者数、その属性等のデータによる定量分析を実施

試行分類	タイプ	試行目的	総適用件数 ()書きは R4年度件数	効果の評価		試行 地整	対応 方針
				試行の目的に対する効果	成果品質面 (業務成績)		
働き方改革 (手続きの効率化)	①技術者評価重視型	手続きの効率化	695件 (94件)	・受注者の8割、発注者の7割が負担低減効果を実感【R4アンケート】	・問題なし 試行対象 : 78.3点 試行対象外: 77.9点	1/10	試行の 目的は 概ね達 成して おり、成 果品の 品質も 問題な い ↓ 引き続 き試行 を継続 し、PDCA を回し 改善
	②技術提案簡素化型	手続きの効率化	2,203件 (743件)	・受注者の9割、発注者の6割が負担低減効果を実感【R4アンケート】	・問題なし 試行対象 : 78.2~80.1点 試行対象外: 77.9~80.1点	5/10	
	③同時提出型	手続きの効率化	2,437件 (506件)	・受注者の6割、発注者の5割が負担低減効果を実感【R4アンケート】	・問題なし 試行対象 : 78.2~79.6点 試行対象外: 78.1~79.5点	3/10	
地域企業の 育成	④チャレンジ型	地域企業の新規参入の促進	388件 (103件)	・直轄実績がない企業の新規参入割合が増加【4地整】 ・試行対象外約1%に対し、試行対象約10%	・問題なし 試行対象 : 78.4~79.4点 試行対象外: 78.0~79.0点	4/10	
	⑤地域貢献度評価型	災害対応等の体制の確保・育成	1,889件 (841件)	・地域の中小企業の受注機会が増加【4地整】 ・中小企業受注率: 試行対象19%~100% 対象外10%~40%	・問題なし 試行対象 : 77.9~80.0点 試行対象外: 77.4~79.1点	4/10	
	⑥地域要件設定型	地域の担い手の確保・育成	481件 (230件)	・本店所在地が当該地整管内にある企業の受注割合が増加【関東】 ・試行対象外約84%に対し、試行対象約90%	・問題なし 試行対象 : 78.6~79.0点 試行対象外: 77.9~78.1点	2/10	
	⑦実績評価緩和型	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促す	2件 (0件)	(R4試行なし) ※実績の少ない業務を発注する場合に限るため	(同左)	1/10	
若手技術者・ 女性技術者の 育成	⑧実績・資格評価緩和型	若手技術者の育成	3,127件 (951件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約3倍(R4年度)【北海道】 ・45歳未満の割合: 試行対象36% 試行対象外14%	・問題なし 試行対象 : 78.2~78.9点 試行対象外: 78.3~78.7点	2/10	
	⑨要件指定型	若手技術者・女性技術者の育成	118件 (21件)	・45歳未満の管理技術者の割合が0%から100%に(R4年度)【九州】 ・45歳未満の割合: 試行対象100% 試行対象外0%	・問題なし 試行対象 : 78.4~79.7点 試行対象外: 78.2~79.6点	4/10	
	⑩配置加点点型	若手技術者・女性技術者の育成	819件 (359件)	・45歳未満の管理技術者の割合は「総合評価」で効果が高い ・「プロポーザル」については引き続き検証が必要【7地整】	・問題なし 試行対象 : 77.6~79.6点 試行対象外: 77.7~79.4点	7/10	
	⑪管理補助技術者評価型	若手技術者の育成	1,766件 (400件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約1.7倍(R4年度)【四国】 ・45歳未満の割合: 試行対象22% 試行対象外13%	・問題なし 試行対象 : 78.1~79.7点 試行対象外: 77.4~80.6点	2/10	
その他(技術 力・生産性・品質 向上)	⑫技術表彰評価型	地域企業の技術力や生産性向上	1,691件 (791件)	・受注者の約5割が取組意欲の向上を実感【四国】	・問題なし 試行対象 : 78.5点 試行対象外: 78.0点	1/10	

3) 調査・設計等業務における多様な評価方法の整理・検証

■ 全国的な試行に位置づけ

試行タイプ	タイプの概要	試行目的	適用件数 ()R4年度	効果	成果品質	課題	実施 地整
②技術提案簡素化型	手続きの効率化を目的として、技術提案書の記載内容（実施方針、技術提案等）を簡素化して評価する方式	手続きの効率化	2,203件 (743件)	受注者の9割で手続きの効率化による手続きの効率化を実感	試行対象 78.2～80.1点 試行対象外 77.9～80.1点		5/10
⑤地域貢献度評価型	災害対応等の体制の確保・育成を目的として、災害協定や災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式	災害対応等の体制の確保・育成	1,889件 (841件)	地域の中小企業の受注機会が増加	試行対象 77.9～80.0点 試行対象外 77.4～79.1点	試行地整半分以下	4/10
⑩配置加点型	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下の場合に加点評価する方式	若手技術者・女性技術者の育成	819件 (359件)	「総合評価」については効果が高い	試行対象 77.6～79.6点 試行対象外 77.7～79.4点	※プロポーザル」は引き続き試行検証が必要	7/10



上記の3試行について全国に展開し検証を進める

■ 主な論点

○ 3つの試行を全国展開することに異存はないが、成果品質(業務の成績)については、評価がどのようにつけられ、どのような状況にあるのか定期的にチェックするのがよい

8

4) 年次報告

国土交通省の直轄業務では平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されて以降、平成20年度からの総合評価落札方式の適用により業務成果の品質確保を図っており、入札・契約の実施状況についてこれまでの経年状況と併せて概観するために、令和4年度年次報告として実施状況を整理した。

- 国土交通省の地方整備局等が令和4年度に契約した調査・設計業務は、プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争方式、随意契約を含め11,081件である。
- 総合評価落札方式の導入以降、同方式による件数の割合は経年的に増加し、令和4年度には契約件数の60.6%となった。
同方式による当初契約額は、2,805.1億円。
- 業務成績評定点の発注方式別の平均は、プロポーザル方式(79.5点)、総合評価落札方式(79.0点)、価格競争方式(78.1点)となった(令和4年度)。総合評価落札方式の配点比率別では、1:3(79.0点)、1:2(78.9点)、1:1(79.0点)となった。
- 各年度内に完了する業務を対象とし、四半期毎の履行期限割合を算出した結果、全業種の第4四半期において、R3年度比で1月～2月は減少(28%⇒25%)したが3月は増加(44%⇒48%)

1. 調査・設計等業務の契約状況

- (1) 発注方式別契約件数の推移(全業種計)
- (2) 発注方式別当初契約額の推移(全業種計)

2. 調査・設計等業務の入札・落札状況

- (1) 競争参加の状況(令和4年度:土木／測量／地質)
- (2) 入札率・落札率の推移(全業種)
- (3) 低入落札発生状況(全業種)(総合評価・価格競争別 経年変化)[予定価格1,000万円超]

3. 業務成績との関係(令和元年度)

- (1) 発注方式・配点比率と業務成績評定点との関係(全業種計)
- (2) 低入落札の業務成績評定点(全業種計／土木／測量／地質)

4. 業務履行期限の平準化(令和4年度)

■ 主な論点

- 業務履行期限の平準化については、しっかりと取り組んでいくとともに、その取り組みが次に繋がることが重要